

○厚生労働省令第六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四百十号を第五百十四号とし、第二百二十四号から第三百三十九号までを十四号ずつ繰り下げ、第百二十三号を第三百三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十七 一―「一―（二―メトキシフェニル）―二―フェニルエチル」ピペリジン及びその塩類

第一条中第二百二十二号を第三百三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十五 一―(四―メトキシフェニル)―二―(ピロリジン―一―イル)オクタン―一―オン及びその

塩類

第一条中第二百二十一号を第三百三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十三 一―「一―(四―メトキシフェニル)シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類

第一条中第二百二十号を第三百三十一号とし、第九十八号から第百十九号までを十一号ずつ繰り下げ、第九十七号を第百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八 N―ベンジル―一―ペンチル―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第九十六号を第百六号とし、第九十五号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五 二―(四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル)―N―(二―フルオロベンジル)エタンアミン

及びその塩類

第一条中第九十四号を第百三号とし、第八十五号から第九十三号までを九号ずつ繰り下げ、第八十四号を

第九十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十三 一―(四―フルオロフェニル)―二―(ピロリジン―一―イル)―ヘプタン―一―オン及びその塩類

第一条中第八十三号を第九十一号とし、第七十七号から第八十二号までを八号ずつ繰り下げ、第七十六号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四 二―(ピロリジン―一―イル)―一―(チオフェン―二―イル)―ブタン―一―オン及びその塩類
第一条中第七十五号を第八十二号とし、第五十七号から第七十四号までを七号ずつ繰り下げ、第五十六号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三 二―(二・五―ジメトキシフェニル)―エタンアミン及びその塩類
第一条中第五十五号を第六十一号とし、第四十六号から第五十四号までを六号ずつ繰り下げ、第四十五号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一 二―「一―(シクロヘキシルメチル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタン酸及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十九号とし、第三十七号から第四十三号までを五号ずつ繰り下げ、第三十六号

を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 二―(四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル)―N―(二―フルオロベンジル)エタンアミン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十九号とし、第三十二号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十一号を第三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四 N―エチル―(四―メトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類

三十五 二―(一―オキソ―フェニルプロパン―二―イル)イソインドリン―一・三―ジオン及びその塩類

第一条中第三十号を第三十二号とし、第二十六号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 (二H―インドール―三―イル) (二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル)メタノン及びその塩類

第一条中第二十四号を第二十五号とし、第十四号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次

に次の一号を加える。

十四 N—(一—アミノ—三・三—ジメチル—一—オキソブタン—二—イル)—一—(シクロヘキシルメチル)—一H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表インダン—二—アミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

<p>N—エチル—一—(四—メトキシフェニル)プロパン—二—アミン、その塩類及びこれらを含む物</p>	<p>元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途</p>
<p>二—(一—オキソ—一—フェニルプロパン—二—イル)イソインドリン—一・三—ジオン、その塩類及びこれらを含む物</p>	<p>学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)</p>

第二条第五号の表二—(ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

<p>二—(二・五—ジメトキシフェニル)エタンアミ</p>	<p>元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途</p>
-------------------------------	-----------------------------

ン、その塩類及びこれらを含有する物

第二条第五号の表一（四―メトキシフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一―「二―（二―メトキシフェニル）―二―フェニルエチル」ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物

学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。